

川崎市立井田病院医療ガス安全管理委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第16条第1項第1号の規定に基づき、川崎市立井田病院（以下「本院」という。）における医療ガス（診療の用に供する酸素、各種麻酔ガス、吸引等をいう。以下同じ。）設備の安全管理を図り、患者の安全を確保することを目的として設置する川崎市立井田病院医療ガス安全管理委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務等)

第2条 委員会の所掌事務等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医療ガスの安全点検にかかわる監督責任者及び実施責任者を選任すること。
- (2) 監督責任者及び実施責任者を明らかにした名簿を備えておくこと。
- (3) 別に定める医療ガスの保守点検指針に基づき、実施責任者に医療ガス設備の保守点検業務を行わせること。ただし、配管設備等の部分について、医療法施行規則第9条の13に規定する基準に適合する者に委託する場合は、この限りではない。
- (4) 医療ガス設備の保守点検業務について記録を作成し、2年間保存すること。
- (5) 医療ガス設備に係る新設及び増設工事、部分改造、修理等に当たっては、臨床各部門に周知徹底を図り、使用に先立って厳正な試験又は検査を行い、安全を確認すること。
- (6) 病院内の各部門に、医療ガスに関する知識を普及し、啓発に努めること。
- (7) その他医療ガスに関すること。

2 委員会は、監督責任者にあつては委員会の委員で、医療ガスに関する知識と技術を有する者の中から選任し、実施責任者は、医療ガスに関する専門知識と技術を有する者（高圧ガス保安法による主任者等）を任ずる。

（組織等）

第3条 委員会は、次に掲げる本院職員から本院の病院長（以下「病院長」という。）が指名する委員をもって組織する。ただし、必ず麻酔科医師を含めるものとする。

（1）医師

（2）薬剤師

（3）看護師

（4）事務職員

（5）臨床工学技師等の医療技術職員

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、病院長が委員である医師の中から指名し、副委員長は委員長が委員の中から指名する。

4 委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の運営）

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

4 委員会は、原則として年1回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本院事務局庶務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 川崎市立井田病院医療ガス安全管理委員会要綱(平成6年12月1日)は廃止する。